



はじめに



いつもお世話になります。
オフィスワングループより皆様へ
事務所オリジナル記事も交えながら、
皆様のお役に立つ様々な
ビジネス情報を発信させて頂きます。

お時間のあるときに気軽に
読んでいただければ幸いです。

※この案内は、当社のお客様や、
名刺交換をさせていただいた方へ、
毎月お送りしております。
少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

今後この案内がご不要の場合は、
お手数ですが弊社宛てにご連絡
頂きますようお願いいたします。

オフィスワングループ
ホームページ
<http://officeone-jp.com/>

実はマイケルジャクソンも信託を活用！

民事信託の具体的な活用例として、世界的に有名な「マイケルジャクソン・ファミリー・トラスト」を挙げてみましょう。

実は、アメリカでは、日本とは異なり亡くなった方の財産が当然に法律で決められた相続人へ引き継がれる「当然相続主義」を採用していないため、相続財産の帰属や遺言の内容、遺産分割協議などについて、すべて裁判手続き(プロベートといいます)を受ける必要があります。このプロベートは、費用もかかる上に非常に手続きが複雑で長い期間がかかる傾向にあります。そこで、このプロベートを回避するため「リビング・トラスト」と呼ばれる生前信託が普及しています。

では、その内容をご紹介します。まず、遺産のすべてを生前に設立した財団「マイケル・ジャクソン・ファミリー・トラスト」に信託するという遺言を作成しました。信託された遺産は、その40%を母キャサリン・ジャクソンへ、40%を3人の子どもたちへ、そして残りの20%は寄付するという内容です。皆さんならもうお分かりでしょう、委託者はマイケルジャクソン、受託者は財団、受益者は、母、三人の子、慈善団体という構成です。

受益者である子ども3人については未成年であったため、成人するまでは、信託財産の中から生活費や教育費を受け取って、30歳でその1/3を、35歳で1/2を、40歳で残りの全額を自由に使えるとされており、遺された遺族の生活を長期的な視野で手厚く保護する仕組みになっていたのです。

ここで、「遺言で家族へ財産を遺せばいいのでは？」と思われる方もおられるのではないのでしょうか。もちろん、遺言でも財産を遺すことはできますが、遺産は一括して承継されるため、子どもたちが財産管理能力が不十分な若いうちに、すべての財産を消費してしまうというリスクもあります。

上記のように、継続して安定的に遺産を承継できるような信託の仕組みを作っておけば、財産管理能力が十分に備わっていない**未成熟な子や、身体的・精神的な障がいにより特別な配慮を要する相続人、浪費癖のある相続人への資産承継**として、理想的な形を作り上げることができるのです。

何かを一緒に成し遂げることで生まれる信頼関係



5月30日・31日に宗像市のサンリブくりえいと宗像で相続の無料相談会を開催しました！

なんと宗像市では初の試み！

さらに当日は、あいにくの雨ということで、イベントが成功するのかどうかかなり心配でしたが・・・

2日間で来場者数**32組**にお越し頂きました！

- ①不動産の名義変更
- ②不動産を売却したい
- ③相続税のシュミレーション

もちろん、中には質問だけで解決するという、わずか1分で終わってしまう方もいらっしゃいますが、一人でも多くの方に利用して頂けて良かったです！

次回7月に計画しておりますが、「住宅ローン相談」なども盛り込むと幅が広がるかもしれませんね！



<受託者名義の口座開設したい！対応はまだ一部！？>

ここ1年、ようやく家族信託が専門家の間で普及し始めました。まだまだ一般の方に馴染みがない「信託」という制度ですが、簡単に説明しますと、受託者は通常信託銀行や信託会社しかありません！しかし、平成19年の改正以降、受託者が業として行わなければ、誰でも受託者になれるようになりました！私たち専門家ではかなりのイノベーションです。

成年後見制度が始まった頃に近い感覚ですが、委託者の財産は信託契約に基づいて、受託者に財産を預けます。この時、受託者は自分の財産ではないので、管理用の口座を開設する必要があります。

「受託者〇〇管理人A」

ただし、まだ金融機関では家族信託の普及が進んでおらず口座開設に否定的なところがあります。いかがでしょうか？銀行実務にはなるのかもしれませんが、

信託契約書(公正証書)及び受託者の本人確認資料で口座開設が対応できるようになればいち早く預金確保に繋がるかもしれません！将来的に受託者の融資が新たなヒントかもしれません。

